

令和6年2月5日

最低制限価格の改正について

桐生市総務部契約検査課
桐生市水道局総務課

令和6年度の入札・見積より、建設工事における最低制限価格を改正します。

(1) 改正理由

現在は予定価格の75%で算定しておりますが、今後は公共工事の適正な入札・契約を確保していくため、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の令和4年モデルに準拠する形で改正します。また、公表につきましても事後公表に改正します。

(2) 算定方法

令和5年度までの算定方法

予定価格の75%で設定（10,000円未満の端数は切捨て）



令和6年度からの算定方法

次の額の合計額。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額とし、合計額に1円未満の端数がある場合、端数は切捨てる。

直接工事費 × 9.7/10

共通仮設費 × 9/10

現場管理費 × 9/10

一般管理費 × 6.8/10

(3) 導入時期

令和6年4月1日以降の入札・見積より導入します。